

国際プルトニウム指針について

平成12年1月
科学技術庁

1. 趣 旨

プルトニウム管理に係る基本的な原則を示すとともに、その透明性の向上のため、参加国が保有するプルトニウム（平和利用のプルトニウム及び軍事目的にとって不要となったプルトニウム）の量を毎年公表すること等を定めた国際的な指針を策定するもの。

2. 経 緯

- ①1992年12月、IAEAが関係国（核兵器五ヶ国及び日独）を召集し、プルトニウム及び高濃縮ウランの蓄積・利用に関する非公式会合（第一回）を開催。
- ②1993年7月より、科学技術庁が「プルトニウム国際管理検討委員会」を設置し、検討を重ね、同年9月22日に国際的枠組みに関する基本的骨格を取りまとめ公表。
- ③1993年9月27日、IAEA総会において江田大臣の演説において、「成案が得られるよう我が国として、国際的役割を発揮する」旨言及。
- ④1993年11月、関係7ヶ国による第二回非公式会合が開催され、科学技術庁案をベースにした日本案等をもとに、参加国で意見交換。
- ⑤その後、国際的検討は関係国による会合に移行し、1994年2月以来、97年9月まで13回の会合が開催され、指針について合意に達した。
（検討に参加した国は、米、露、英、仏、中、日、独、ベルギー、スイスの9ヶ国。他にIAEA、EUがオブザーバーとして参加。）
- ⑥1997年12月、9ヶ国が国際プルトニウム指針の採用を決定し、その旨をIAEAに報告。
- ⑦1998年3月、本指針（INFCIRC/549）及び本指針に基づく各国のプルトニウム保有量・プルトニウム管理に関する政策についての通知書をIAEAが公表。

3. 指針のポイント

- ① 各国が、核燃料サイクル等のプルトニウム利用計画を明らかにするとともに、各国の毎年末のプルトニウム保有量を共通の様式によって、施設区分（再処理施設、加工施設、原子炉施設等）ごとに公表する。
- ② 各国がプルトニウムの管理するうえでの安全確保、核不拡散等についての基本的な原則を示す。

4. 2000年1月27日までに公表された各国のプルトニウム[※]保有量(1998年末現在)

(単位：t P u)

	未照射プルトニウム	使用済燃料中のプルトニウム
米国	45.0	327
ロシア	30.3	67
英国	69.1	45.9
フランス	75.9	158.8
中国	0	(報告対象外)*
日本	5.0	64
ドイツ	6.6	37.4
ベルギー	3.8	16
スイス	0.05以下	6

注) 上記はそれぞれ自国内にある量。

* 中国は本指針採用にあたり、プルトニウム管理政策及び未照射プルトニウム量についてのみ公表する旨表明。

※ 核分裂性プルトニウム及び非核分裂性プルトニウムの同位体の合計